五　他に事業を行っているときは、その事業の種類
六　次に掲げる免許又は登録を受けている場合は、当該免許又は登録の番号
イ　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条第一項の免許
ロ　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第四十四条第一項の登録

2　前項の規定により登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に登録申請書を提出するものとする。

3　第一項の登録申請書には、次に掲げる書類（宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が登録を申請する場合は、第一号及び第八号に掲げる書面、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第八号に規定するマンション管理業者が登録を申請する場合は、第一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる書面）を添付するものとする。ただし、第四号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。）については、その旨を証明した市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書をもって代えることができる。

一　第六条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
二　法人である場合においては、その役員に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用することができる書類の写し
三　個人である場合においては、その者に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用することができる書類の写し
四　登録を受けようとする者（法人である場合においてはその役員をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人を含む。以下この条において「登録申請者」という。）が、第六条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書
五　登録申請者が、民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項及び第二項の規定により第六条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同号に規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書
六　法人である場合においては、登記事項証明書
七　事務所を使用する権原に関する書面
八　直前の事業年度の業務及び財産の状況に関する書面

（登録の実施）

第五条　国土交通大臣は、前条の登録の申請があったときは、次条第一項の規定により登録をしない場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を賃貸住宅管理業者登録簿に記載して、その登録をするものとする。

一　前条第一項各号に掲げる事項
二　登録年月日及び登録番号

2　国土交通大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知するものとする。

（登録をしない場合）

第六条　国土交通大臣は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないこととする。

一　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
二　第十二条第四号又は第六号から第八号までの規定により登録を抹消され、その抹消の日から二年を経過しない者
三　賃貸住宅管理業者で法人であるものが第十二条第四号又は第六号から第八号までの規定により登録を抹消された場合において、その抹消の日前六十日以内にその賃貸住宅管理業者の役員であった者でその抹消の日から二年を経過しないもの
四　登録の申請前二年以内に賃貸住宅管理業に関し不正又は著しく不当な行為をした者
五　賃貸住宅管理業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者
六　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
七　宅地建物取引業法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
八　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
九　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
十　法人でその役員のうちに第一号から第八号までのいずれかに該当する者のあるもの
十一　暴力団員等がその事業活動を支配する者

2　国土交通大臣は、前項の規定により登録をしないときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。

（標識の掲示）

第七条　賃貸住宅管理業者は、事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、別記様式第二号による標識を掲げるものとする。

2　第三条第一項の登録を受けていない者は、前項の標識又はこれに類する標識を掲げてはならない。

（業務及び財産の分別管理等の状況の報告）

第八条　賃貸住宅管理業者は、毎事業年度の終了後三月以内に、その業務及び財産の分別管理等の状況を別記様式第三号により、国土交通大臣に報告するものとする。

（変更の届出）

第九条　賃貸住宅管理業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、別記様式第四号により、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。

2　国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項を賃貸住宅管理業者登録簿に登録するものとする。

（廃業等の届出）

第十条　賃貸住宅管理業者が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあっては、その事実を知った日）から三十日以内に、別記様式第五号により、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。

一　賃貸住宅管理業者である個人が死亡した場合　相続人
二　賃貸住宅管理業者である法人が合併により消滅した場合　その法人を代表する役員であった者
三　破産手続開始の決定を受けた場合　破産管財人
四　賃貸住宅管理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合　清算人

（業務改善に関する勧告等）

第十一条　国土交通大臣は、賃貸住宅管理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該賃貸住宅管理業者に対し、その業務の適正な運営を確保するため必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

一　この規程に違反したとき。
二　業務に関し賃借人等に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれが大であるとき。